

答 申

諮問第58号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「平成13年1月18日付、海建第7110号地図訂正同意文書の内 ・公図訂正チェックシート ・大字図 ・所有者一覧」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成21年1月13日付けで「平成12年度文書番号第7110号地図訂正同意文書の内 ・公図訂正チェックシート ・大字図 ・所有者一覧（3頁）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して平成21年1月23日付けで異議申立人に通知した。

(1) 開示しない部分

ア 公図訂正チェックシートのうち、個人の氏名（県職員を除く）

イ 所有者一覧のうち、個人の氏名（土地所有者を除く）及び印影

(2) 開示しない理由

条例第7条第2号該当。個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

3 異議申立人は、平成21年2月10日付けで行政不服審査法（昭

和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消す、との決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件公文書に記載された個人の氏名及び印影を非開示とし、開示しない理由として「条例第 7 条第 2 号に該当する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。」としている。

しかし、氏名を非開示とされた個人は、和歌山県から公図訂正に係る業務を委託された事業所の従業員であり、県職員に準じ、当該個人名は条例第 7 条第 2 号に該当しないため、開示すべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件公文書は、実施機関が和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）に公図訂正の申出を行う際、対象区域に里道及び水路が含まれていたため、当該里道及び水路の管理者としての実施機関が公図訂正に同意するために作成し、保有している公文書である。本件公文書には個人に関する情報が記載されており、条例第

7条第2号に該当し、かつ、同条同号のただし書のアからウのいずれにも該当しないため、当該部分を非開示とする部分開示決定を行ったものである。

2 条例第7条第2号該当性について

非開示とした情報は、法人の従業員である個人の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第7条第2号に該当する。

また、法人の従業員である個人の情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないなど、条例第7条第2号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、和歌山市上三毛の公図訂正に係る里道及び水路の管理者としての実施機関が、平成13年1月18日付け海建第7110号同意書（以下「同意書」という。）を社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に提出するために作成した、地図訂正同意一件文書のうち、公図訂正チェックシート、大字図及び所有者一覧である。
- (2) 公図訂正の依頼があった場合、実施機関は、協会と締結した不動産登記等業務委託単価契約を基に、協会に地図訂正業務を委託する。受託した協会は、対象区域内の利害関係人の同意を取りまとめ、公図訂正申出書を作成し、法務局に提出する。法務局において公図訂正がなされ、業務が完了すれば、協会は成果品を添え、委託者である実施機関に業務完了報告書を提出する。

なお、協会は、通常、その社員である土地家屋調査士を復代理人として選任し、当該土地家屋調査士に上記協会の事務を処

理させることとしている。

また、公図訂正の対象となる区域に里道及び水路が含まれる場合、その管理者も利害関係者となることから、本件では、当時、里道及び水路の管理者であった実施機関が同意書を作成し、協会に提出している。

- (3) 本件公文書のうち、公図訂正チェックシートは、同意書作成に当たり、申請書、委任状、利害関係者の印鑑証明書、承諾書等、必要な書類が整っているかを確認する表であり、当該公図訂正作業の概況が記載され、協会の社員である土地家屋調査士が代表を務める事業所の従業員（以下「本件従業員」という。）の氏名が記載されている。

所有者一覧は、「平成12年12月25日和歌山地方法務局閲覧」と記載されている、和歌山市上三毛字東山田の土地所有者の一覧表であり、地番ごとに、地目、地積並びに所有者の住所及び氏名が記載され、また、上記とは別の本件従業員の氏名の記載とともに、個人印が押印されている。

大字図は、当該公図訂正に係る字東山田他の小字の配置及び隣接の大字名が記載された、大字上三毛の手書きの図面である。

2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号本文では、個人の尊厳に関わる基本的人権の尊重の立場から、情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

その上で、同条同号ただし書きでは、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公に

することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 本件公文書に記載され非開示とされた個人名及び印影は、本件従業員の氏名及び印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは言うまでもなく、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、公務員等の職務遂行情報ではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもないことから、同条同号のただし書きのアからウのいずれにも該当しないと認められる。

- (3) なお、異議申立人は、氏名を非開示とされた個人は、和歌山県から公図訂正の業務を委託された事業所の従業員であり、県職員に準じ、氏名を開示すべきであると主張している。

しかしながら、本件従業員の地位は、地方公務員法の規定によりなされたいわゆる「任用行為」に基づくものではなく、事業所の一従業員にすぎず、本件事務の性質・作業内容から考えても、氏名及び印影が公開されることにより、プライバシーが犠牲にされても止むを得ないとする性質のものとは到底考えられない。

また、本件従業員は協会の社員ではなく、土地家屋調査士でもないことから、その氏名は、一般に公にされている土地家屋調査士や県職員の氏名のように、慣行として公にされているとは認められない。

- (4) 以上のことから、本件処分により開示される情報は、条例第7条第2号に該当しないとの異議申立人の主張は、認められな

い。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成21年2月26日	○諮問（実施機関）
平成21年3月13日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成21年3月27日	○異議申立人からの意見書を受理
平成21年4月22日	○審議
平成21年5月12日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成21年6月2日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成21年7月17日	○審議
平成21年8月18日	○審議
平成21年9月3日	○審議